

告示

埼玉県告示第千二百六十一号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇〇八―六一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字坂之下字谷戸七百八十番一 他十五筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 九百六十・九立方メートル